



市 章

大津市公報

平 成 25 年 10 月 31 日
号 外 (第 64 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則	
105	大津市副市長事務分担規則を廃止する等の規則..... 1
106	大津市人権啓発推進本部設置規則の一部を改正する規則..... 2
107	大津市大戸川ダム対策本部設置規則の一部を改正する規則..... 2
108	大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... 2
109	大津市土地開発基金管理規則の一部を改正する規則..... 2
訓 令	
11	大津市庁議規程の一部改正..... 3
12	大津市不動産評価委員会規程の一部改正..... 3
13	大津市建設工事契約審査委員会規程の一部改正..... 3
14	大津市土地利用問題協議会規程の一部改正..... 3

規 則

大津市副市長事務分担規則を廃止する等の規則を公布する。
平成25年10月31日

大津市長 越 直 美

大津市規則第105号

大津市副市長事務分担規則を廃止する等の規則

(大津市副市長事務分担規則の廃止)

第 1 条 大津市副市長事務分担規則(平成24年規則第81号)は、廃止する。

(大津市職員互助会設置条例施行規則の一部改正)

第 2 条 大津市職員互助会設置条例施行規則(昭和30年規則第1号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「主管の」を削る。

(大津市廃棄物等処理対策本部設置規則の一部改正)

第 3 条 大津市廃棄物等処理対策本部設置規則(昭和55年規則第44号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「主管の」を削る。

第4条第2項中「あるとき」の次に「、又は本部長が欠けたとき」を加える。

(大津市生涯学習推進本部設置規則の一部改正)

第 4 条 大津市生涯学習推進本部設置規則(平成元年規則第38号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「主管の」を削る。

第4条第2項中「あるとき」の次に「、又は本部長が欠けたとき」を加える。

(大津市環境施策推進本部設置規則の一部改正)

第 5 条 大津市環境施策推進本部設置規則(平成9年規則第81号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「主管の」を削る。

(大津市青少年対策本部設置規則の一部改正)

第 6 条 大津市青少年対策本部設置規則(平成13年規則第70号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「主管の」を削る。

(大津市次世代育成支援対策推進本部設置規則の一部改正)

第 7 条 大津市次世代育成支援対策推進本部設置規則(平成15年規則第97号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「主管の」を削る。

第4条第2項中「あるとき」の次に「、又は本部長が欠けたとき」を加える。

(大津市地域福祉推進本部設置規則の一部改正)

第 8 条 大津市地域福祉推進本部設置規則(平成23年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「主管の」を削る。

第4条第2項中「あるとき」の次に「、又は本部長が欠けたとき」を加える。

(大津市職員協働推進本部設置規則の一部改正)

第 9 条 大津市職員協働推進本部設置規則 (平成 23 年規則第 62 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「主管の」を削る。

第 5 条第 2 項中「あるとき」の次に「、又は本部長が欠けたとき」を加える。

附 則

この規則は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

大津市人権啓発推進本部設置規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 25 年 10 月 31 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第 106 号

大津市人権啓発推進本部設置規則の一部を改正する規則

大津市人権啓発推進本部設置規則 (平成 4 年規則第 53 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「主管の」を削り、同条第 3 項中「主管の副市長以外の副市長の職にある者をもって充て、及び」を削る。

第 4 条第 2 項中「あるとき」の次に「、又は本部長が欠けたとき」を加え、「本部長があらかじめ定めた順序により」を削る。

附 則

この規則は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

大津市大戸川ダム対策本部設置規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 25 年 10 月 31 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第 107 号

大津市大戸川ダム対策本部設置規則の一部を改正する規則

大津市大戸川ダム対策本部設置規則 (昭和 61 年規則第 48 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「主管の」を削り、同条第 3 項中「主管の副市長以外の副市長及び」を削る。

附 則

この規則は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 25 年 10 月 31 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第 108 号

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則 (平成 24 年規則第 37 号) の一部を次のように改正する。

第 17 条第 2 項後段を削り、同条第 3 項中「前項後段の規定により主管の副市長以外の副市長である」を「前項の規定により」に改める。

附 則

この規則は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

大津市土地開発基金管理規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 25 年 10 月 31 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第 109 号

大津市土地開発基金管理規則の一部を改正する規則

大津市土地開発基金管理規則 (昭和 45 年規則第 35 号) の一部を次のように改正する。

第 19 条第 2 項中「 5 人」を「 4 人」に改め、同条第 3 項中「主管の」を削り、同条第 5 項中「主管の副市長以

外の副市長」を「技術統括監」に改め、同条第 7 項中「、技術統括監」を削る。

附 則

この規則は、平成25年11月 1 日から施行する。

訓 令

大津市訓令第11号

大津市庁議規程（平成 3 年訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

平成25年10月31日

大津市長 越 直 美

第10条第 1 項及び第20条第 1 項中「主管の」を削る。

附 則

この訓令は、平成25年11月 1 日から施行する。

大津市訓令第12号

大津市不動産評価委員会規程（昭和44年訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成25年10月31日

大津市長 越 直 美

第 3 条第 1 項中「 9 人」を「 8 人」に改める。

第 4 条第 1 項中「副市長である委員のうち主管の」を削り、「他の副市長」を「総務部長」に改め、同条第 4 項を削る。

附 則

この訓令は、平成25年11月 1 日から施行する。

大津市訓令第13号

大津市建設工事契約審査委員会規程（昭和41年訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成25年10月31日

大津市長 越 直 美

第 3 条第 1 項中「 9 人」を「 8 人」に改める。

第 5 条第 1 項中「副市長である委員のうち主管の」を削り、「他の副市長」を「総務部長」に改め、同条中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とし、第 5 項を第 4 項とする。

附 則

この訓令は、平成25年11月 1 日から施行する。

大津市訓令第14号

大津市土地利用問題協議会規程（平成 9 年訓令第 7 号）の一部を次のように改正する。

平成25年10月31日

大津市長 越 直 美

第 3 条第 2 項中「主管の」を削り、同条第 3 項中「主管の副市長以外の副市長の職にある者及び」を削り、同条第 5 項中「第 3 項に規定する順序により」を削る。

附 則

この訓令は、平成25年11月 1 日から施行する。